

**令和2年度**

**登米市一般会計補正予算書**

**並びに予算に関する説明書**

**〔3月5日提出〕**

宮城県登米市

## 令和2年度登米市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度登米市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,646,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出

登米市長 熊谷盛廣

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		15,100,654	27,826	15,128,480
	2 国庫補助金	11,207,737	27,826	11,235,563
19 繰入金		1,626,469	142,221	1,768,690
	2 基金繰入金	1,556,857	142,221	1,699,078
22 市債		3,972,500	5,600	3,978,100
	1 市債	3,972,500	5,600	3,978,100
歳入合計		54,470,576	175,647	54,646,223

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 民生費		22,277,165	88,020	22,365,185
	1 社会福祉費	14,191,508	88,020	14,279,528
4 衛生費		5,096,611	25,145	5,121,756
	1 保健衛生費	1,469,409	25,145	1,494,554
7 商工費		2,151,270	12,727	2,163,997
	2 観光費	484,528	12,727	497,255
10 教育費		5,045,588	28,000	5,073,588
	2 小学校費	1,080,030	19,200	1,099,230
	3 中学校費	573,684	8,800	582,484
11 災害復旧費		309,409	△3,245	306,164
	4 その他公共施設等災害復旧費	22,723	△3,245	19,478
13 予備費		115,000	25,000	140,000
	1 予備費	115,000	25,000	140,000
歳 出 合 計		54,470,576	175,647	54,646,223

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
11 災害復旧費	4 その他公共施設等 災害復旧費	道の駅津山・もくもくランド災害復 旧事業	千円 203,280	令和2年度	千円 0
				令和3年度	157,355
				令和4年度	45,925

### 第3表 繰越明許費補正

#### 1. 追加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉諸事業	38,766
		老人福祉一般管理事業	48,445
7 商工費	2 観光費	観光施設管理事業	178,373
10 教育費	2 小学校費	小学校管理運営事業	19,200
	3 中学校費	中学校管理運営事業	8,800
11 災害復旧費	4 その他公共施設等災害復旧費	その他公共施設等災害復旧事業	4,400

## 第4表 債務負担行為補正

### 1. 変更

事 項	変更前		変更後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
行政情報システム更新事業（令和2年度追加分）（財政経営課）	令和3年度	千円 16,169	令和3年度	千円 161,683

# 第5表 地方債補正

## 1. 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の 方 法
観光施設整備事業	千円 3,900	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換え することができる。	千円 15,900	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
その他公共施設等災 害復旧事業	16,500				10,100			